

竹部(バンブ) 運営規約

第1条(会の目的)

この会は「竹」をテーマに竹の有効活用の提案、実行、イベント開催を主立った活動とし、広く放置竹林問題を知ってもらい、行動を促す事を目的とする。さらに次世代～七世代先の子ども達が地球で生きる事ができるように、今、自分たちにできることをする会である。

第2条(名称)

この会の名称を以下のとおりとする。

竹部(バンブ)

第3条(事務局所在地)

この会の事務局を以下に置く。

〒421-1214 静岡県静岡市葵区建徳1丁目11-30

(代表 松澤 圭子)

第4条(会員)

会の理念に共感できることを参加の条件とする。

第5条(役員)

この会に以下の役員を置く。

代表 1名

副代表 1名

会計 1名

第6条(役員の任期)

役員の任期は2023年(令和5)年3月31日までとする。

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第8条(運営)

発酵乾燥メンマの作成販売を広める活動、竹炭作り、竹を使ったイベント開催など。重要事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第9条(会費)

会費を年間1500円とし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

第10条(規約改正)

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

1. 会の役員は次の会員とする。v 副代表 木村 力也 〒422-8041静岡県静岡市中田4丁目2-34
会計 高石 香織 〒420-0841 静岡県静岡市葵区上足洗1丁目2-19-4
会員 中川 昌昭
光後 圭枝
小泉 雅也
藤原 俊
大石 正夫
遠津 和美
古川 達也
2. この規約は2019(令和元)年4月1日から適用する。